

# J P S F 公認パラ水泳競技役員及び審判員資格規程

一般社団法人日本パラ水泳連盟

(目的)

第1条 一般社団法人日本パラ水泳連盟（以下「J P S F」という。）が関与するパラ水泳競技会の運営が、公正かつ公平になされるために必要な知識、技能を習得し、併せて水泳の普及発展に寄与・貢献する者の資格等を規定することを目的とする。

(公認競技役員の種類)

第2条 J P S Fが公認するパラ水泳競技役員資格は、次のとおりとする。

(1) J P S F公認パラ水泳競技役員

4月1日現在18歳以上で、本連盟が開催するJ P S F公認パラ水泳競技役員講習会等を受講し、適正を認められた者で、その種別は次のとおりとする。

- ① 研修生
- ② 初級

(2) J P S F公認パラ水泳審判員

4月1日現在22歳以上で本連盟が開催するJ P S F公認パラ水泳競技役員等養成講習会を受講し、専門的知識を習得し、実技研修を経て適性を認められた者で、その種別は次のとおりとする。

- ① 中級
- ② 上級
- ③ 教育指導者

(公認パラ水泳競技役員及び審判員の任務)

第3条 公認パラ水泳競技役員及び審判員は、J P S F又は地域連盟の委嘱に基づき競技運営に参加し、誠実にその任にあたるものとする。委嘱は、原則として競技会ごとに行われるものとする。

(公認パラ水泳競技役員及び審判員の登録)

第4条 公認パラ水泳競技役員及び審判員の資格を取得した者は、J P S Fが定めた登録申請書に所定事項を記入し、登録料とともに本連盟に登録することができる。J P S Fは、登録者に対し登録証を交付する。

2 登録料は、総会で決定する。

(登録の更新)

第5条 登録を受けた公認パラ水泳競技役員及び審判員は、登録年より4年ごとに登録の更新をしなければならない。

2 登録後、登録内容に変更（転居、改姓等）が生じた場合は速やかに文書で連絡するものとする。

(研修の義務)

第6条 登録を受けた公認パラ水泳競技役員及び審判員は、J P S Fが実施する研修会（実施細目）に4年に1回以上参加しなければならない。

(資格の取消)

第7条 公認パラ水泳競技役員及び審判員に次に掲げる行為があった場合は、資格を取り消すことができる。

(1) 正当な理由なく委嘱された任務を怠り、又は競技役員の名誉を傷つける行為があった場合

(2) 正当な理由なく4年に1回の研修会への参加を怠った場合

(規程の細則)

第8条 この規程の実施のための細則は、理事長が別に定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附 則 (注) 2019年2月9日開催の理事会において決議

- 1 公認競技役員資格規程を廃止する。
- 2 この規程は、2019年3月1日から施行する。

附 則 (注) 2021年2月21日開催の理事会において決議

この規程は、2021年3月16日から施行する。

附 則

この規程は、2022年6月25日から施行する。